

# 誓 約 書

空家等対策推進助成金の交付申請にあたり、私\_\_\_\_\_は、下記事  
項及び橋本市暴力団排除条例(平成23年橋本市条例第27号)第2条第1号若しくは第2号  
に該当する者又はこれらに関係する者ではないことについて誓約します。

## 記

一、除却対象の建物が周辺的生活環境に悪影響を及ぼす特定空家等であることを理  
解しており、交付決定後は速やかに除却に着手し、半年以内に除却を完了しま  
す。

一、除却後の跡地は、以下のとおり使用（又は売却）し、今後周辺的生活環境に悪  
影響を及ぼすことの無いよう、適切に管理します。

使用（売却）方法：

\_\_\_\_\_

管理方法：

\_\_\_\_\_

一、本助成金の交付申請に際して当該敷地及び建物の所有者及び相続人並びに購入  
者等間で行われる相続及び売買等の交渉や契約等に関しては、当事者の責任で  
行い、これらによる紛争が発生した場合にも当事者間で解決します。これに関  
して市に対して一切異議を申立てません。

一、本助成金が予算の範囲内において交付されるものであり、請求後速やかに交付  
されない可能性があることを理解しており、これに関して市に対して一切異議  
を申立てません。

年 月 日

(申請者)

住 所

氏 名

Ⓜ